

入所申込みにあたっての意向確認兼同意書

1 慣らし保育について

- ・入所後、1週間～2週間程度慣らし保育（※）を行うため勤務時間の調整や協力が必要となります。慣らし保育をしないと児童が熱を出すなど体調を崩したり、保育所への登所を拒む場合もあります。また、慣らし保育の開始は入所式後になります。
※保育所及び集団生活に慣れさせるため、1～2時間の短時間から徐々に保育時間を長くするもの。

2 入所の希望について

- ・申込みをする児童のほかに兄弟姉妹が保育所に入所している（申請する）場合は、可能な限り同じ保育所に入所が出来るよう審査をします。しかし、やむを得ず兄弟姉妹が別々の保育所、もしくは1名だけ入所が出来る場合は、入所を希望しますか？

（ 必ず一緒に入所 一人でも別々でも可 ）

- ※「必ず一緒に入所」を希望した場合、一人だけ入所可能な保育所がある場合でも兄弟姉妹が入所できる保育所が無い限り入所保留となります。

- ・第1希望～第3希望**以外**の保育所しか入所案内ができない場合は、入所を希望しますか？

（ 希望する 第1希望～第3希望の保育所のみ案内を希望する ）

- ・児童が0歳児～2歳児（令和2年4月1日時点）の場合、小規模保育室・家庭的保育室しか入所案内ができない場合でも入所を希望しますか？

（ 希望する 希望しない ）

- ※小規模保育室・家庭的保育室は2歳児（3歳の誕生日を迎えた年度の3月31日までのお預かりとなります。

※上記の意向を必ずしもすべて反映できるとは限りませんので御了承ください。

※なお希望する保育所を限定することにより、審査が有利となるものではありません。

3 入所審査について

- ・入所決定に際し、指数が同点の場合は所得の低い世帯が優先となります。
- ・令和2年度の入所審査及び保育料算定に際し、入所申込児童の世帯構成者の所得状況を調査する場合がありますのでご了承ください。（入所審査・保育料算定以外の用途には使用いたしません）
- ・入所選考は申込順ではなく、保育に欠ける程度の高い順に行いますので入所の順番や待機の順番は変動するがあります。

4 入所期間について

- ・出産を理由に入所した場合は、期間満了で必ず退所となります。その後勤務が決まった、復職する予定、求職活動等の理由であっても再度申込みをしてください。
- ・育児休暇中に入所した場合は、入所後2ヶ月以内に仕事を復帰しなければ退所となります。
- ・求職活動による入所は、2ヶ月以内に就労をしていただきます。2ヶ月以内に就労証明書等の提出が確認できない場合は退所となります。

令和2年度保育所施設入所案内をすべて確認し、上記の内容に同意します。

保護者 確認 署名欄